



企業年金基金規約変更公告

電子情報技術産業企業年金基金規約の一部変更があったので、確定給付企業年金法第11条に基づき、電子情報技術産業企業年金基金規約第5条の規定により、別紙のように公告する。

1、規約別表第1表中の③欄の標記変更

変更前標記	厚生年金保険の被保険者
変更後標記	法人税法(昭和40年法律第34号)第2条第15号に規定する役員、就業規則(平成31年1月1日現在において効力を有する東洋電溶株式会社の就業規則をいう。)第2条に規定する従業員

2、適用年月日

平成 31 年 1 月 1 日 (認可年月日 平成31年1月11日)

3、所轄厚生局申請年月日

平成 30 年 11 月 7 日

平成 31 年 1 月 23 日

電子情報技術産業企業年金基金

